

公益財団法人高知県スポーツ振興財団スポーツ振興助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知県スポーツ振興財団（以下「財団」という。）の行う公益財団法人高知県スポーツ振興財団定款第4条第1号に規定するスポーツ振興助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的等)

第2条 高知県における生涯スポーツ等スポーツの普及・振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの実施する各種の事業又は活動（以下「対象事業」という。）を対象として、助成金の交付を行うことにより、高知県のスポーツの振興に寄与する。

(交付期間・交付額等)

第3条 対象事業は1年間で実施できるものとし、助成金の交付額は20万円以内とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付の申請は、対象事業を実施する団体が別記第1号様式の1及び2による助成金交付申請書を財団の理事長（以下「理事長」という。）に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第5条 理事長は、前条の規定により提出された別記第1号様式の1及び2による助成金交付申請書に係る対象事業（以下「申請事業」という。）の内容が第2条に規定する生涯スポーツ等スポーツの普及・振興を積極的に実現しようとするものであると認められるときは、審査会に図ったうえで対象となる団体（以下「申請者」という。）を選定し、その旨を前条の規定により申請書を提出した団体に、速やかに別記第2号様式による助成金交付決定通知書により、通知するものとする。この場合において、申請事業の内容の審査は、申請者の提出した別記第1号様式の1及び2による助成金交付申請書等関係書類の調査等によるものとする。

(報告)

第6条 前条の規定により、助成金の交付の決定の通知を受けた団体（以下「交付対象者」という。）は、当該申請事業について、速やかに別記第3号様式による実績報告書及び別記第4号様式による請求書を理事長に提出するものとする。

(交付)

第7条 理事長は、前条の規定により、交付対象者から提出された別記第3号様式による実績報告書について、関係書類等により、その実施の内容が適正であると認められるときは、その年度分の助成金を交付するものとする。

(交付の条件)

第8条 交付対象者は、助成金の交付目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を交付の条件として、遵守しなければならない。

(1) 申請事業の年度間の配分や内容を変更する場合は、事前に別記第5号様式による変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けること。

ただし、同一年度の経費配分については、当該経費の20パーセントに相当する金額の範囲内の変更等、軽微な変更については、この限りではないこと。

(2) 申請事業を中止又は廃止しようとする場合は、別記第6号様式による中止(廃止)承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けること。

(3) 第4条の規定による助成金の交付の申請は、申請事業について、他の団体の補助金等金銭的給付を申請する場合には、認められないこと。

(概算払請求書等)

第9条 第7条の規定にかかわらず、理事長は、別記第7号様式による概算払請求書の提出があった場合において、申請事業の円滑な実施に必要であると認められるときは、当該助成金の概算払をすることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 理事長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 該当事業の目的を達成し得なかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、申請事業に関し、助成金の交付の決定の内容若しくは第8条各号に掲げる事項に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の交付の額に相当する金額を返還させるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。
別記第1号様式の1から別記第7号まで

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。